

と考えられる。なお、新型コロナウイルス感染症の影響が不可抗力に該当して債務不履行責任が免責されるか否かについては法律家の間でも確固とした見解がまとまっていないことに留意されたい⁽⁷⁾。

注文者側の代金支払債務については、履行不能について当事者双方に帰責性がない場合には、危険負担の問題となり、報酬支払債務が消滅する(改正前の民法)か、履行拒絶ができる(改正後の民法)ことになる。また、履行不能以外の場合(履行遅延、不完全履行)には、報酬支払義務は存続する(図表5)。

⁽⁷⁾ なお、天災が問題となった裁判例としては、東京地判平成11年6月22日(確定)などがある。この裁判例は、阪神淡路大震災により倉庫内の化学薬品が荷崩れにより漏出し、他の貨物から流出した水分と化合して発火し、火災により貨物が焼失した事件であり、倉庫会社には、このような規模の大震災が発生するを具体的に予見することはできなかったとして、注意義務(結果回避義務違反)の過失がないとして、不法行為による損害賠償責任を認めなかった。なお、同事件は、債務不履行責任が問題となった事案ではないため、同裁判例が債務不履行が問題となる事案にも適用されるか否かについては留意が必要である。

今後の対応

今後、新型コロナウイルス感染症の影響により納期遅れなどが想定されるため、事業部門に問題が生じ得る事情をヒアリングしたうえで、相手方と交渉して、不可抗力条項や債

務者の免責事由について覚書を作成することが望ましい。

また、債務不履行が生じた場合に

第5章

繰戻し還付、取引先支援貸付け等 その他の重要論点と 法務・税務ポイント

【この章のエッセンス】

- 取引先への支援策として貸付けを検討する企業もあると思われるが、法務面からは貸金業法の規制に注意する必要がある。税務面からは、低利や無利子での貸付けについては、通常の利子との差額部分は寄附金に該当するおそれがあるため、FAQの要件に従い、経営を支援する意思を金銭消費貸借契約書に規定しておくことなどが必要となる。
- 在宅勤務により契約書を作成できない場合に、契約書を作成しなくても契約を締結することはできるが、将来契約内容について疑義が生じないよう注意する必要がある。

すぐに債権者が解除できるのではなく、催告をして債務不履行が解消されない場合に解除できることや損害

賠償額の上限を設定しておくなど、解除の方法や損害賠償額についても検討が必要である。

欠損金の繰戻し還付

1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されることになる。

従来、中小企業(資本金1億円以下)等は、前事業年度は黒字で今事業年度は欠損の場合には、前事業年度に納付した法人税の還付を受けることができた。今般、繰戻し還付することのできる法人の範囲が拡大され、資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用することができることとされた(ただし、大規模法人(資本金の額が10億円超の法人など)の100%子会社および100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除外される)。この特例は、2020年2月1日から2022年

欠損金の繰戻し還付は、欠損金を計上した事業年度末以降の申告を行うため、3月決算の法人では来年3月以降の申告により還付を受けられることになる。しかしながら、企業によっては、すでに前事業年度の法人税等を納税したものの、本年4月以降の緊急事態宣言中に売上が大幅に減少して資金繰りが厳しくなり、緊急事態宣言後に売上が回復基調にあって、早急に還付を受けたいと思う企業もある。

試案ではあるが、繰戻し還付の限度額にも注意が必要であるものの、事業年度をたとえば9月末などに変